別紙1

開催経過

第1回・平成14年6月5日(火)

事務局から規約案の提案と説明。規約案と準備会における「PI 外環協議会(仮称)設立に向けた確認内容」(以下、確認内容)との関係について明確にすべきであるとの意見があり、事務局が経過説明。沿線協議会の「目的」が「計画づくりに反映するため」となっていたが、必要性の有無から話し合うことを目的とするため、原案から削除することを確認。会議録のホームページでの公開と月2回開催などを確認。

第2回・平成14年6月20日(木)

前回に続き「確認内容」との関係について議論を行い、規約と「確認内容」をセットとすることを全会一致で承認。各回の「会議概要メモ」作成を事務局より提案、承認。

第3回・平成14年7月2日(火)

事務局が運営細則案について提案・説明し、討議。開催時間を全員が参加しやすい時間にすること、事務局提出の資料と協議員提出の資料の区別の明確化などについて意見が出され、事務局が整理して次回再度提出することになった。

司会進行役については、第三者に委ねるべきとの意見も出たが、協議会の自主運営の原則により、当面、都の担当課長とすることを承認。

第4回・平成14年7月18日(木)

前回、進行役とすることを全員で承認した都の担当課長の転任の報告に対し、協議会を 軽視し、これまで積み上げてきたものを無視した異動である等、都の PI に対する姿勢に対 する意見、批判が続出した。次回、都は責任ある対応をすることを確認。

第5回・平成14年8月6日(火)

冒頭、国と都の新任局長が挨拶し、PIに対する変わらぬ姿勢を確認。司会進行について 討議した結果、国ないし都の協議員か事務局が担当することになり、次回の協議会までに 国と都が調整して提案、承認を得ることになった。国土交通省より渋滞による環境悪化や交 通事故と外環との関連について説明があったが、より詳細な資料の要求が数多く出された。

また、協議員より、現地視察についての要望があった。

第6回・平成14年9月3日(火)

事務局より司会進行役は当面、事務局の担当とすることを提案・承認された。資料に対する意見が言い放しになっており討議をいつ行うか不明であるなど、協議会全体の進め方、資料提出、議論のとりまとめ方について意見が出され、次回、引き続き議論することになった。第7回・平成14年9月19日(木)

PI の進め方について、「交通の現状と課題」「交通政策」「必要性の有無(効果)」「必要性

の有無(影響)」の順で資料提出することが提案され、おおむね承認されたが、「都市(まち) づくり」の項目が削除されていることは疑問という意見も出された。

国と都が計画していたオープンハウスについて、その意義、実施方法について反対意見が相次ぎ、準備会のメンバーで再度調整することになった。

第8回・平成14年10月17日(木)

環境・生活に与える影響等について資料が提出されたが、インターチェンジを建設した場合の影響を示した図に対し、外環ありきの資料提出はおかしいとの意見が出る一方、インターチェンジは最大の関心事であり、話し合うためには必要などとの討議がなされた。さらに、原点の意味について討議すべきとか、昭和 41 年都市計画決定当時の資料提出等の要求があった。

第9回・平成14年11月5日(火)

読売新聞(10月31日、11月4日)の「ジャンクション、インターチェンジは当初の予定通り建設。立ち退き3000戸変わらず」とする記事について都に対して抗議の意見があり、都は「事実無根。新聞社には抗議する。」と説明。協議員有志と事務局で会議運営の方法、議題の整理などを行う「話し合いの場」(運営懇談会)設置の意見が出された。

第 10 回・平成 14 年 11 月 21 日(木)

東京環状道路有識者委員会の活動と委員の見解に対して疑問を呈する声が出される。

昭和 41 年の都市計画決定について質疑、追加資料の要求があった。今後は、運営懇談会で議論の項目、順番について整理することを承認。

第 11 回・平成 14 年 12 月 3 日(火)

東京環状道路有識者委員会「最終提言」に関して、計画内容まで踏み込んでいる点、方針の決定時期を記述している点などについて疑問の意見が多く出された。

昭和41年の都市計画決定の経緯と議事録等の全ての資料の公開を要望する意見があったが、東京都からは情報公開条例に基づいた対応を準備しているが、個人情報の保護の 観点から公開できない箇所もある旨の回答があった。

第 12 回・平成 15 年 1 月 21 日(火)

冒頭、1月10日に公表された「国と都の方針」について、協議員有志から抗議の意を表す「緊急アピール」が扇国交相と石原都知事に出され国・都の両局長が受け取った。

インターチェンジの問題、今後の議論の進め方などについて意見交換し、次回、原点論を継続して討論することを確認。

第 13 回・平成 15 年 2 月 4 日(火)

外環練馬区間(関越道~埼玉県境)決定時の行政の取り組みについて、反省すべきであ

るとの意見が多く出される。国土交通省と東京都、練馬区からの説明はあったが、谷原交差点の渋滞解消に向けての行政の取り組みに対する問題提起がなされ、次回、谷原交差点の現状等について報告することになった。

第 14 回・平成 15 年 2 月 20 日(木)

昭和 41 年の都市計画決定について、旧都市計画法の問題点、審議委員の構成、情報の公開などについて行政の反省点が指摘された。

これに対し、国と都は反省すべき点があったなどの意見を表明した。

第 15 回・平成 15 年 3 月 4 日(火)

市民参加による事後評価組織の設立の提案、残された人への補償問題、周辺環境整備などについての意見が出された。

需要予測、地下水対策、東名以南問題について国と都に回答を求める意見が出された。 第 16 回・平成 15 年 3 月 27 日(木)

国と都が発表した「方針」について、公表資料、知事記者発表時の資料、事前に区市に 説明した資料それぞれが異なる点について疑念が出されたが、都は同一と説明したが多く の協議員が納得せず、紛糾した。

「方針」にある地上部の街路については、外環本線と議論を切り離すべきとの意見が出る。

第 17 回・平成 15 年 4 月 8 日(火)

国から大深度になった場合のイメージを示す模型が示される。換気所は最低3カ所以上必要であるとの国の説明に対し質疑。

都市計画が大深度に変更された場合の地上街路計画の取り扱いについて質疑。

第 18 回・平成 15 年 4 月 24 日(木)

オープンハウスについては地域ごとに議論していくことで確認。これまで出されたデータは地上の街路なしを前提のものであることを確認し、地上部街路について、本線と切り離して議論することを確認。

第 19 回・平成 15 年 5 月 13 日(火)

地上部街路については、必要性の有無の議論と切り離すことを再確認。換気所の数と位置ついて、ジャンクション周辺に設置されるのか否か、換気所を単独で建設する可能性があるのかなどについて質疑。国は、換気所は最低3カ所は必要、位置は交通量、トンネル延長などを踏まえて決定することを説明。この問題については、次回引き続き議論することになった。

第20回・平成15年5月29日(木)

国から換気所の考え方について説明があった。

外環予定地周辺の河川、地下水、動植物について影響を心配する意見が続出した。

また、環境に与える影響、生活に与える影響について、資料不足、再検討が必要との意見が出された。

その他

外環計画地の現地視察(平成14年8月24日(土))

換気施設、脱硝実験施設等の視察(平成15年4月16日(水)、4月19日(土))